

## ○摂津市附属機関に関する条例

昭和44年4月9日

条例第26号

最近改正 令和4年3月30日条例第1号

〔注〕 平成22年から改正経過を注記した。

## (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、本市に設置する執行機関の附属機関について、必要な事項を定めるものとする。

(平28条例49・一部改正)

## (設置)

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、別表のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

## (委任)

第3条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関について必要な事項は、当該執行機関が別に定める。

## 附 則

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年9月7日条例第36号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 摂津市立小、中学校通学区区域審議会については、昭和45年6月1日から適用する。

附 則（昭和46年3月30日条例第11号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年12月26日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年12月24日条例第36号）

## (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成11年6月29日条例第14号）抄

## (施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。  
(平成11年規則第19号で平成11年12月1日から施行)

附 則（平成12年3月30日条例第6号）抄

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月20日条例第40号）抄

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第9号）

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成26年 3 月31日 条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。  
（特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年 条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成27年 3 月31日 条例第 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。  
（特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年 条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年 3 月30日 条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。  
（特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年 条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年11月 8 日 条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年11月11日から施行する。  
（特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年 条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年12月22日 条例第37号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年12月22日 条例第49号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月30日 条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。  
（特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年 条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成30年 3 月30日 条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。  
（特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年 条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成31年 3 月29日 条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。  
（特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年 条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和元年 9 月26日 条例第10号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月30日 条例第 1 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月30日 条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。  
（特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年 条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和 2 年 6 月30日 条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。  
（特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年 条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和 3 年 3 月31日 条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。  
（特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年 条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和 4 年 3 月30日 条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。  
（特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年 条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表（第 2 条関係）

（平26条例 3 ・全改、平27条例 7 ・平28条例 5 ・平28条例35 ・平28条例37 ・平28  
条例49 ・平29条例 1 ・平30条例 2 ・平31条例 2 ・令元条例10 ・令 2 条例 1 ・令 2 条  
例 4 ・令 2 条例23 ・令 3 条例 3 ・令 4 条例 1 ・一部改正）

- 1 市長の附属機関

名称	担当事務
摂津市総合計画審議会	市の基本構想についての調査審議に関する事務

摂津市鳥飼まちづくりランドデザイン策定委員会	鳥飼まちづくりランドデザイン（鳥飼地域のまちづくりに関する構想をいう。）の策定についての調査審議に関する事務
摂津市事務執行適正化第三者委員会	不適正な事務処理等の事実関係を解明し、及び原因を究明するための調査審議並びにその要因となった内部統制及びコンプライアンス（職員が法令を遵守し、及びその職務に係る倫理を保持することをいう。）に関する課題等についての調査審議に関する事務
摂津市いじめ問題再調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項に規定する同法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査に関する事務
摂津市男女共同参画推進審議会	男女共同参画の推進に関する施策についての調査審議に関する事務
摂津市ESCO提案審査会	ESCO事業（事業者が、庁舎等の設備等の改修に係る企画、設計、施工、維持管理等を包括的に行い、省エネルギーの効果を保証する事業をいう。）の企画に関する提案についての審査に関する事務
摂津市社会福祉法人設立認可等審査会	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第31条第1項の規定による社会福祉法人の設立の認可その他同法に基づく社会福祉法人に対する行政処分をするに当たっての事前審査に関する事務
摂津市地域福祉計画推進協議会	社会福祉法第107条第1項の計画の策定及びその推進に関する施策についての調査審議に関する事務
摂津市保育料審議会	特定教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。）及び特定地域型保育事業（同法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。）の利用者負担額についての審議に関する事務
摂津市民間保育所等設置運営事業者選定委員会	市が所有する土地又は建物内において保育所、幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）又はその他の保育を提供する施設を設置し、及び運営する事業者の選定に当たっての審査に関する事務
摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の計画の策定及びその推進に関する施策についての調査審議に関する事務
摂津市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置及び運営についての調査審議に関する事務
摂津市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所措置及び当該措置の継続の要否並びに当該措置を要しない者に対する施策についての調査審議に関する事務
摂津市健康づくり推進協議会	摂津市健康づくり推進条例（平成28年摂津市条例第37号）第7条第1項の計画の策定その他市民の健康づくりの総合的な推進のため必要な事項についての調査審議に関する事務

摂津市予防接種健康被害調査委員会	予防接種に起因する健康被害についての調査審議に関する事務
摂津市環境の保全及び創造に関する条例審議会	摂津市環境の保全及び創造に関する条例についての調査審議に関する事務
摂津市地球温暖化対策地域計画推進協議会	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項の計画（同条第3項各号に掲げる事項を定める計画に限る。）及び気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条の計画の策定並びにこれらの計画の推進に関する施策についての調査審議に関する事務
摂津市市民公益活動推進委員会	市民公益活動の推進に関する施策についての調査審議に関する事務
摂津市健都イノベーションパーク立地企業等選定委員会	正雀下水処理場跡地まちづくり基本計画の対象となる区域内に立地する企業その他の事業者の選定に当たっての専門的な事項の審査に関する事務
摂津市市街地再開発事業事業協力者選定委員会	都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業に係る事業協力者（当該市街地再開発事業に関し専門的な助言、提言その他の協力を行う者をいう。）の選定についての調査審議に関する事務
摂津市市街地再開発事業特定建築者選定委員会	都市再開発法第99条の2第2項に規定する特定建築者の選定についての調査審議に関する事務
摂津市都市景観まちづくり審議会	都市景観の形成に関する施策についての重要事項の調査審議に関する事務
摂津市史編さん委員会	市史編さんについての調査審議に関する事務

## 2 教育委員会の附属機関

名称	担当事務
摂津市立小中学校結核対策委員会	市立の小学校及び中学校における結核健康診断及び結核感染予防対策についての調査審議に関する事務
摂津市いじめ問題対策委員会	市立の小学校及び中学校の児童及び生徒に係るいじめ防止対策推進法第14条第3項に規定するいじめの防止等のための対策についての調査審議及び同法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関する事務
摂津市立小中学校教科用図書選定委員会	市立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の選定についての調査審議に関する事務
摂津市立小中学校通学区域等審議会	市立の小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更並びにこれらの学校の規模及び配置の適正化についての調査審議に関する事務

## 3 水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長の附属機関

名称	担当事務
摂津市上下水道事業経営審議会	水道事業及び下水道事業の経営についての重要事項の調査審議に関する事務